

令和4年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第2号	亀山市立図書館条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第3号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議案第4号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議案第5号	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例・・・ 6
議案第6号	亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 7
議案第7号	亀山市消防団条例の一部を改正する条例・・・・ 9
議案第8号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

件名	亀山市立図書館条例	教育委員会事務局 生涯学習課
----	-----------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年7月策定の「亀山市立図書館整備基本構想」において、本来の図書館機能と併せて読書活動と市民の交流による地域づくりの役割を担う図書館は、亀山市の中心的都市機能の再構築を図る亀山駅前再開発事業と合致する施設であることから、図書館を亀山駅前へ移転整備することとしました。

この基本構想を踏まえて、亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ねて、平成30年5月に「亀山市立図書館整備基本計画」を策定し、JR亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、新しい図書館の整備を進めてきたところです。

このことから、令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものです。

2 改正内容

(1) 「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人が出会い、人と人につながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」といいます。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」といいます。）を設置します。 <第1条関係>

(2) 図書館の名称及び位置を定めます。 <第2条関係>

名称 亀山市立図書館

位置 亀山市御幸町318番地1

(3) 図書館が行う事業について定めます。 <第3条関係>

(4) 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置きます。

<第4条関係>

(5) 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めます。 <第5条関係>

(6) 図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を次のとおり定めます。 <第6条関係>

駐車時間が1時間以内のとき	200円
駐車時間が1時間を超えるととき	30分までごとに100円

なお、図書館の利用者が使用する場合の使用料については、次のとおりその一部を減額し、又は免除します。

駐車時間が2時間以内のとき	全額を免除
駐車時間が2時間を超えるととき	400円を減額

(7) 図書館の利用者その他の関係者に対する図書館の管理上必要な指示について定めます。 <第7条関係>

(8) 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者に対する損害賠償の義務について定めます。 <第8条関係>

(9) 図書館の管理上支障があると認められる者に対する入館の制限について定めます。 <第9条関係>

(10) この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

<第10条関係>

3 その他

(1) 施行日は、令和5年1月26日とします。

(2) この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、令和7年3月31日まで*とする経過措置を設けます。

※ 協議会の委員の任期は2年ですので、施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は令和5年1月26日から令和7年1月25日までとなりますが、これを延長し、令和7年3月31日までとするものです。

(3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を次のとおり定めます。

報酬の額	日額 7,100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

件名	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和4年10月から後期高齢者医療の窓口における負担割合が見直され、負担割合が1割となっている者のうち一定以上の所得がある者については、負担割合が2割となることから、福祉医療費助成制度における心身障がい者に対する医療費助成額が大幅に増えることが見込まれます。</p> <p>福祉医療費助成制度については、限られた財源で事業を持続的に運営していく必要があることから、次の年度更新月である令和4年9月から、市の単独事業として実施している入院時食事療養費の助成を廃止するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、療養病床に入院したときの入院時生活療養費については、入院時食事療養費に相当する費用を含んでいることから福祉医療費助成の対象となる医療に関する給付に加えているものであるため、入院時食事療養費の助成の廃止に伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>福祉医療費助成の対象となる医療に関する給付から、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を削ります。 <第2条、第4条及び第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和4年9月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前に受けた医療については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、令和4年4月1日から国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。以下同じ。）がある場合には、政令で定める基準[*]に従い市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>※ 政令で定める基準は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第3項において規定されました。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額する額は、政令で定める基準に従い、当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とします。</p> <p style="text-align: right;">＜第26条関係＞</p> <p>（2）地方税法の一部改正等に伴う規定の整理を行います。</p> <p>＜第3条、第5条から第7条まで、第18条及び第26条の2並びに附則第6項から第8項まで、第10項から第13項まで及び第15項から第18項まで関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、世帯内に未就学児である被保険者がある場合における被保険者均等割額の減額に係る規定の施行日は、令和4年4月1日とし、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

(参考)

1 未就学児の被保険者均等割額の軽減額

通常の被保険者均等割額 (単位:円)

所得要件に応じた軽減	医療分	後期高齢者支援金分	合計
7割軽減	8,820 (20,580)	3,240 (7,560)	12,060 (28,140)
5割軽減	14,700 (14,700)	5,400 (5,400)	20,100 (20,100)
2割軽減	23,520 (5,880)	8,640 (2,160)	32,160 (8,040)
軽減なし	29,400 (0)	10,800 (0)	40,200 (0)



5割を軽減

軽減後の額 (単位:円)

医療分	後期高齢者支援金分	合計
4,410 (4,410)	1,620 (1,620)	6,030 (6,030)
7,350 (7,350)	2,700 (2,700)	10,050 (10,050)
11,760 (11,760)	4,320 (4,320)	16,080 (16,080)
14,700 (14,700)	5,400 (5,400)	20,100 (20,100)

()は、軽減額

()は、軽減額

2 未就学児の被保険者均等割額の軽減を受ける世帯の例

世帯構成：夫（33歳）、妻（31歳）、子ども2人（5歳、3歳）

対象者の所得要件に応じた被保険者均等割額の軽減：なし

軽減前の被保険者均等割額 (単位:円)

被保険者	医療分	後期高齢者支援金分	合計
夫	29,400	10,800	40,200
妻	29,400	10,800	40,200
子	29,400	10,800	40,200
子	29,400	10,800	40,200
世帯合計	117,600	43,200	160,800



未就学児の均等割額の5割を軽減

軽減後の額 (単位:円)

医療分	後期高齢者支援金分	合計
29,400	10,800	40,200
29,400	10,800	40,200
14,700 (14,700)	5,400 (5,400)	20,100 (20,100)
14,700 (14,700)	5,400 (5,400)	20,100 (20,100)
88,200 (29,400)	32,400 (10,800)	120,600 (40,200)

()は、軽減額

この世帯の例の場合では、40,200円の軽減となります。

件名	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例	産業建設部 産業振興課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本条例に基づく奨励制度は令和4年3月末に終期を迎えますが、地域経済を活性化し、就労の場や財源を確保するために引き続き新規産業の創出や既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等による企業立地を取り巻く環境変化を踏まえた見直しを行った上で当該奨励制度の終期を延長するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 企業立地奨励金の額の算定に含まれる事業者が事業所の立地等に伴い新たに取得した施設等には、操業を開始した日前3年以内に取得した土地を含みますが、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市長が必要と認める期間以内を取得した土地を含むものとします。 <第2条関係></p> <p>(2) 本条例の終期を延長し、令和8年3月31日までとします。また、本条例の失効前に土地を取得している事業者に係る奨励措置については、本条例の失効後においても、本条例の効力を有するものとします。</p> <p style="text-align: right;"><附則第3項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、企業立地奨励金の額の算定に含まれる土地の取得期間に関する改正規定の施行日は、令和4年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>水道事業等企業職員の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の適用を受ける職員と同様の取扱いとしています。</p> <p>こうした中、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第11号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」といいます。）を制定して規定したことから、会計年度任用職員として任用される水道事業等企業職員（以下「会計年度任用職員」といいます。）の給与の種類及び基準に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備するに当たり、単純労務職員として任用される水道事業等企業職員（以下「単純労務職員」といいます。）の給与の種類及び基準に関する規定についても整備することとしたため、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とし、これらの基準は、それぞれ会計年度任用職員報酬等条例の規定の例によることとします。 <第3条関係></p> <p>（2）単純労務職員の給与の種類及び基準は、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第44号）の適用を受ける職員の例によることとします。 <第2条関係></p>		

3 その他

(1) 施行日は、令和4年4月1日とします。

(2) 施行日の前日までの勤務について支給された会計年度任用職員又は単純労務職員の給与は、改正後の相当規定により支給された給与とみなすこととします。

件名	亀山市消防団条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることから、国において「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められるとともに、市町村にあっては、当該基準を踏まえた消防団員の報酬等の見直しを検討するよう消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）により通知がありました。</p> <p>消防団員の報酬等については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものと規定されています。</p> <p>これらのことから、令和4年4月1日から適用される当該基準を踏まえ、消防団員が出動、訓練その他の活動に従事した場合に支給している費用弁償の取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>消防庁長官からの通知に基づき、消防団員が出動、訓練その他の活動に従事した場合には、当該活動に応じた報酬（出動報酬）を支給するとともに、当該活動に対する実費弁償については、その額を見直した上で当該報酬とは別に支給します。 <第13条、第14条、別表第1及び別表第2関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和4年4月1日とします。</p>		

【改正前】

区分	全額を費用弁償として支給
水火災その他の災害のための出動	1回 5,000円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索のための出動	1回 4,000円
訓練	1回 4,000円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）	1回 4,000円
研修及び会議に出席	1回 3,000円

【改正後】

区分		出動報酬として支給する額	費用弁償として支給する額
水火災その他の災害のための出動	4時間未満	日額 5,000円	1回 300円
	4時間以上	日額 8,000円	1回 300円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索のための出動		日額 4,000円	1回 300円
訓練		日額 4,000円	1回 300円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）		日額 4,000円	1回 300円
研修及び会議に出席		日額 3,000円	1回 300円

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布され、独立行政法人福祉医療機構が行う厚生年金制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けは、令和4年4月1日から廃止されることとなりました。このことから、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う恩給・共済年金担保融資についても、軍人恩給等を担保とする場合を除いて、令和4年4月1日から廃止されることとなったため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償を受ける権利を保護する規定について、当該権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することを例外として可能とする規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">＜第3条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和4年4月1日とします。</p> <p>(2) 現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができるとする経過措置を設けます。</p>		